

第3回

東大和市社会教育委員会議 会議録

令和3年6月22日(火)

令和3年度第3回東大和市社会教育委員会議のまとめ

- 1 日 時： 令和3年6月22日（火）午前10時～午前11時45分
- 2 場 所： 中央公民館203学習室
- 3 出席委員： 荒川進、大月孝彦、外池武嗣、森脇千春、村山和子、杉本誠一、柳澤明
立川裕、中島孝（9人）
- 4 事務局： 小俣社会教育部長、高田社会教育課長、西田生涯学習係長、関口主事
（4人）
- 5 講 師： 東大和市社会福祉協議会 浅見地域福祉係長、高野主事
東大和市高齢介護課 石嶋高齢者施策推進担当、小林高齢福祉係長
- 6 議 題： （1）令和3年度東大和市社会教育関係団体連合体に対する補助金の交付
に伴う答申について
（2）研究テーマについて（研修）
（3）その他
- 7 公開・非公開： 公開
- 8 傍聴者数： 0名

○荒川議長 おはようございます。会議に先立ちまして、新しい委員の方より、簡単に自己紹介をお願いいたします。

○中島委員 令和3年4月28日付けで東大和市社会教育委員に就任しました、中島孝と申します。令和3年度より、東大和市立第一小学校に副校長として着任いたしました。令和2年度までは、清瀬市の小学校におりました。個人的には、ミニバスケットボールの指導を約20年間務めた経験から、社会教育への理解は持っていると思っております。よろしくお願いいたします。

○荒川議長 ありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまより、令和3年度第3回東大和市社会教育委員会会議を開催いたします。よろしくお願いいたします。議題に入る前に、お手元の資料の確認をさせていただきます。事務局よりお願いします。

○関口主事 それでは、資料の確認をさせていただきます。まず、1枚目が、本日の会議の次第です。資料1が「令和3年度東大和市社会教育関係団体連合体に対する補助金の交付について（答申）」です。資料2が「令和3年度講話・視察依頼について」です。また、本日は、研修会を実施する予定であり、研修資料として、研修次第及び資料2部を配布しております。その他配布資料は、「わくわく満載 ニュースポーツ!!」と「人材バンク体験講座参加者募集」のチラシです。

議題（1）「令和3年度東大和市社会教育関係団体連合体に対する補助金の交付に伴う答申について」

○荒川議長 ありがとうございます。それでは、次第に沿って進めます。議題（1）「令和3年度東大和市社会教育関係団体連合体に対する補助金の交付に伴う答申について」を議題といたします。

前回配布された資料を確認いただいた上で、意見はありますでしょうか。新型コロナウイルス感染症の感染拡大による緊縮財政の中で、この補助金の予算については、例年どおりの金額が確保されています。資料1「令和3年度東大和市社会教育関係団体連合体に対する補助金の交付について（答申）」をご覧ください。本日、教育長へ答申書を提出する予定ですが、このような情勢の中でも、社会教育の振興を続けていただけるようお伝えしたいと思っております。そこで、答申書に添付する付帯意見の原案を作成しました。私が読み上げますので、確認いただきたいと思っております。「令和2年度から続く世界的な新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、令和3年度においても依然として収束の兆しを見せず、国内でも、様々な場面で、社会生活や社会活動が制限されています。同様に、東大和市の社会教育関係団体連合体が補助金の交付を受けている活動についても、活動の中止や大会等の延期など、あらゆる場面で活動の制限や自粛を余儀なくされているものと思われまます。このような状況ではありますが、今後においては、事業やイベントをいかに安全に実施するかという視点で、感染症と上手に付き合いながら、新しい生活様式のもと、日常を取り戻していくことが望まれます。厳しい市財政の中、この補助金事業については、例年並みの予算措置がなされております。交付申請の段階で企画している事業については、感染拡大を防止するための工夫をして、本市における社会教育のさらなる振興に努めていただきたいと思います。社会教育関係団体が知恵を出し合い、情報交換をしながら、困難な状況にあっても、社会教育活動を絶えることなく継続していけるよう切に願うものです。」以上が、付帯意見の原案です。この付帯意見を含めた答申書の内容について、意見はありますでしょうか。意見は特に出しておりませんので、この内容で決定したいと思っております。それでは、この答申書については、会議終了後に教育長へ提出してまいりますので、よろしくお願いいたします。

議題（2）「研究テーマについて（研修）」

○荒川議長 続きまして、議題（2）研究テーマについて、議題といたします。

本日は、研修を予定しておりますが、講師の到着まで時間がありますので、前回の続きとして、提言書の起草における執筆の分担を決めたいと思います。前回ご説明しました提言書の構成について、何か意見はありますでしょうか。起草の段階で適宜調整できますので、この構成に基づいて話を進めたいと思います。執筆の分担を決めるに当たっては、皆さんの希望を伺いながら調整したいと思います。まず、総論とまとめについては、私が担当したいと思っています。よろしいでしょうか。各論の4項目については、今までの研究や意見交換の内容を反映して設定したものになっています。(1)は社会教育施設、(2)は地域活動、(3)は学校教育現場、(4)は新型コロナウイルス感染症の感染拡大という項目内容に分けて、それぞれにおける社会教育の課題について触れる形となります。これについて、担当したい項目や記載したい内容等がありましたら、意見を頂きたいと思います。それでは、村山委員から順番に発言をお願いいたします。

○村山委員 私は、(1)について、東大和市立中央図書館や東大和市立郷土博物館を視察し、担当者から話を伺ったことから、執筆を担当したいと思っています。

○森脇委員 私は、(1)について、村山委員と一緒に視察に行ったことから、執筆を担当することが可能です。また、(4)については興味があるため、他に執筆される方がいなければ担当したいと思います。

○外池委員 私は、(4)について、自主的に研究していることもあることから、執筆を担当したいと思います。

○大月副議長 私は、(2)について、自治会やサロンの経験があることから、執筆を担当したいと思います。

○杉本委員 私は、(2)について、東大和市体育協会に所属していることから、体育関係の社会教育活動について、執筆を担当したいと思います。

○柳澤委員 私は、特に希望はありません。

○荒川議長 それでは、(3)の担当者が決まっていないため、柳澤委員にお願いすることとし、私も協力したいと思います。また、新任の立川委員と中島委員は、執筆は難しいと思いますので、原稿を確認いただき、適宜意見を頂きたいと思います。それでは、調整結果を読み上げます。(1)の担当者は村山委員と森脇委員、(2)の担当者は大月副議長と杉本委員、(3)の担当者は柳澤委員と荒川、(4)の担当者は外池委員と決定しました。今後の研究において、担当分野に関連する内容については、特に注目して、取り組んでいただきたいと思います。

それでは、研修に移りたいと思います。本日は、研修として、東大和市社会福祉協議会と東大和市高齢介護課より、講師をお招きしております。事務局より、講師の紹介をお願いいたします。

○関口主事 それでは、まず、東大和市社会福祉協議会の講師を紹介させていただきます。東大和市社会福祉協議会地域福祉係長の浅見様と主事の高野様です。よろしくをお願いいたします。

○荒川議長 よろしくをお願いいたします。初めに、講話を依頼した経緯について、私から説明させていただきます。東大和市社会教育委員会では、高齢者の社会教育について研究を進めております。高齢者のことを研究するに当たっては、福祉との関係は切り離せないものであると認識しており、当会議においては、福祉と社会教育の領域を峻別する必要はなく、双方から高齢者に対する取組がされるべきものと考えております。そこで、本日、福祉部門からの講話をいただくこととなりました。東大和市社会福祉協議会と東大和市高齢介護課の職員の方々に講話いただいた後、質疑応答の時間を設けたいと思います。それでは、よろしくをお願いいたします。

○東大和市社会福祉協議会 高野主事 改めまして、東大和市社会福祉協議会地域福祉係の高野と申します。当会の高齢者に関する事業について、私からご説明させていただきます。本日は、4つの項目に分

けてご説明いたします。また、事前に頂いております質問については、講話の中で回答していきたいと思っております。

初めに、「1 東大和市社会福祉協議会とは」をご説明いたします。東大和市社会福祉協議会とは、民間の社会福祉法人です。民間の社会福祉活動を推進することを目的とした、営利を目的としない組織であり、昭和26年（1951年）に制定された社会福祉事業法に基づいて設置されています。民間組織ではありますが、その設置の目的や条件は、社会福祉法第109条に規定されており、各都道府県や各市町村にそれぞれ独立した組織として設置されています。また、民生委員をはじめ、関係機関の協力のもと様々な事業を行っています。当会の事業一覧をご覧ください。当会の特徴は、対象を限定していないことです。「なんでも相談」という事業では、広く市民の方からどのような相談でも受け付けるというもので、当会で対応できない問題である場合には、関係機関を紹介しています。関係機関との連携につきましては、事前に頂いた質問事項の中に、自治会との連携に関する質問がありました。当会の組織体制においては、地区担当制を設けており、各職員がそれぞれの地域と深く関わることを目指しています。現在は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から開催できておりませんが、自治会長会議を年に1、2回の頻度で開催しています。また、自治会内の会議に出席して、当会の事業についてご説明したり、たまちゃん講座という防災に関する講座を活用いただくなど、互いに連携を図っております。他にも、赤い羽根募金や車いすステーション等の事業においても、ご協力いただいております。次に、ボランティア・市民活動センター事業についてです。登録数は、令和3年5月1日時点で、個人登録は48人、グループ登録は24グループ（412人）となっております。ホームページにて、各活動の登録内容について、ご覧いただけます。以上が、当会の事業概要です。その他詳細については、本日配布しているリーフレットをご覧ください。

次に、「2 見守り・声かけ活動について」をご説明いたします。活動いただいているボランティアの方々を「協力員」と呼んでいます。協力員が高齢者の自宅を訪問し、声かけをしたり、さりげなく見守りを行い、孤独死や地域からの孤立を防ぐことを目的とした事業を行っています。「見守り・声かけ活動」という名称のとおり、「見守り」と「声かけ」の内容は異なります。「見守り」は、外から自宅の様子を伺う方法で、郵便受や洗濯物の様子、自転車の有無などを確認します。「声かけ」は、直接訪問して安否を確認するというものであります。新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間中には、主に電話で安否確認を行ってまいりました。協力員と利用者の人数については、令和3年6月1日時点で、協力員が243人、利用者が448人です。この利用者数のうち、登録者は313人で、残りの135人は登録外の利用者となっております。基本的には、利用者からの申込をもって登録を行っていますが、登録外の方につきましては、本人は支援が必要ないと思っているが、周囲からの情報提供等に基づいて見守り活動を行っているという対象者であります。頻度としては、利用者の希望やその地区の体制によって、週1回から月1回の訪問を行っております。費用は、ボランティアの協力員のため、無料で行うことができます。この活動の目的としましては、玄関先で会話をすることで、体調の変化に気づいたり、会話が噛み合わないといった違和感から、早い段階で必要な支援に繋げることができるということがあります。こうした報告を挙げていただくことにより、関係機関との連携を図り、早期に対応することができます。協力員の配置については、同じ丁目に居住している方を担当とし、活動を通じて、地域からの孤立の防止に繋がっています。原則として、協力員は2人で訪問することとしています。これは、活動の性質上、訪問時に利用者の死亡が確認される可能性もあることから、訪問体制を整えており、自宅の中には入らずに、玄関先で確認するということも、訪問の基本としています。また、協力員の心構えとして、3つのルールを設定しております。1つ目は、プライバシーの厳守です。協力員は、自宅

に訪問をして話をする事から、利用者の個人的な情報を知る機会が多くあります。これについては、引退後も含め、プライバシー保護の厳守をお願いしています。2つ目は、規定されている活動範囲を越えないということです。活動の中で、利用者から活動範囲外のことを依頼されることがあります。協力員と利用者の信頼関係が構築されている場合には、「その程度の小さなお願いであれば助けてあげよう」という気持ちが生まれてくるものですが、あくまでも協力員として、その活動範囲を越えないようお願いしています。理由としましては、初めは小さなお願いだったものが、大きな問題となり、協力員の負担になることを防ぐためや、協力員の交代による対応の違いに関するトラブルの防止、利用者の方が「お礼をしなくては」という気遣いを持つことを防ぐためであります。利用者から活動範囲外の依頼があった場合には、当会に報告いただき、当会から支援をご案内する形を取ることとしています。3つ目は、目的外の活動は行わないということです。政治・宗教活動、販売などの行為は禁止しております。このように、基本的なルールは設定しているところではあります。協力員の方々には、ある程度の裁量をもって活動いただいております。これは、市内全域に利用者がいることから、利用者数も多く、地域性もあるため、どの地域も全く同じように活動するというのは難しいためです。協力員の方々には、責任感を持って積極的に活動していただいております。協力員の訪問を心待ちにされている利用者の方も多くいらっしゃいます。当会は、こうした協力員への支援が大切であると認識しているところであります。また、この事業に関しまして、見守りぼっくすにおける見守り活動との違いについて、委員の皆様より、事前の質問を頂いております。見守りぼっくすでは、業務として見守り活動をされているのに対し、見守り・声かけ活動は、ボランティア活動であるという点に違いがあり、地域のつながりを大切にしています。次に、見守り・声かけ活動地区委員会の組織図をご覧ください。東大和市では、市内全域でこの活動を行っています。市内全域で活動をしている自治体は少なく、当市は充実していると言えます。市内の地区を8つに分け、地区委員会を設置しています。地区委員会では、隔月で会議を実施し、活動報告や情報交換を行っています。また、現在は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から実施されておきませんが、利用者と協力員が簡単な体操等の活動を通じて交流する交流会を実施している地区もあります。さらに、各地区委員会から正副委員長を選出し、正副委員長会議を実施しています。事業全体に関する決定を行うほか、年1回の協力員研修会を開催しています。全ての協力員を対象として、テーマを協力員に募って決定しており、今までに、認知症、孤独死、8050問題（「はちまる・ごうまる」問題。80歳代の親と50歳代の子どもの組み合わせによる生活問題）等を取り上げてきました。次に、見守り・声かけ活動の課題について、5つ挙げております。1つ目は、地域の高齢者の様子がわからないということです。各地域の高齢者の居住情報については、当会では把握していないため、この支援を必要としている高齢者の方がどこにいるのかがわからないといった課題があります。自治会や地域からの情報提供により把握に努めていますが、自治会の加入者数の減少等により、地域においても、隣近所の高齢者がどのような人か知らないといった状況があります。この課題の解決策としては、情報提供があった場合には、登録外利用者として見守り活動を行ったり、現在は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から実施できておきませんが、登録されていない高齢者を訪問して、活動紹介を行っています。2つ目は、活動の停滞、マンネリ化です。活動開始から20年以上が経ちますが、市内の高齢者人口に対し、利用者が増えていないという課題があります。利用されていない理由として、「自分にはまだ必要ないから」「個人的なことを知られたくないから」という方がいらっしゃいます。特に、周囲から見ると支援が必要だが、本人は利用したくないという方に、どのように利用してもらうかということについては、以前から課題となっています。この課題の解決策としましては、関係機関からの情報収集、支援が必要と思われる高齢者へのアプローチのほか、顔の見える関係を目指し、近隣住民も参加で

きる交流会を実施している地域に対し、活動費を助成するといったことが挙げられます。3つ目は、協力員の後継者問題です。新しく協力員になっていただける方が見つからないという問題があります。特に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、協力員の募集についても積極的にPRできない状況であります。協力員の高齢化も進んでおり、利用者よりも協力員の方が年上という場合も多く見受けられます。今回、公募により、新しいポスターも作成したので、積極的に情報発信したいと考えています。4つ目は、関係機関との連携の問題です。利用者の方が入院・入所等をされたという連絡が協力員に入らなかった場合、協力員が何度も利用者宅を訪問することになり、安否確認が取れないといったトラブルが発生することがあります。利用者の安否に関わることであるため、協力員からもよく挙げられる課題であります。5つ目は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、従来どおりの活動ができないという点です。新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間中は、電話での安否確認を行っていましたが、利用者の中には、難聴により電話で話ができない方や、詐欺被害防止のため電話に出ない方もいらっしゃるなどの問題がありました。難しい状況ではありますが、工夫を凝らして取り組んでまいります。最後に、見守り・声かけ活動のまとめであります。地域で高齢者を気にかけるという支援の輪が広がっていて、東大和市にとって貴重な活動であると思います。これは、協力員の協力があつてこそのものであり、日頃より感謝しております。新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、顔の見える地域づくりがどれほど大切であるかということを改めて認識しました。電話だけでの支援の難しさや協力員の訪問を心待ちにされている利用者の方からの声を聞くと、この活動は地域の交流に繋がっていると感じます。地域の交流は、災害時の協力体制にも繋がることから、日頃から顔の見える地域づくりができるこの活動を大切にしたいと思っています。また、この活動に社会福祉協議会が関わる意味としては、何か支援が必要になった時に、社会福祉協議会に相談しようと思ってもらえるよう、地域の方々にとって身近な存在でありたいと思っています。

次に、「3 ふれあいなごやかサロンについて」をご説明いたします。ふれあいなごやかサロンとは、地域でのふれあいや仲間づくり、孤立や閉じこもりの予防を目的として実施している地域活動です。参加対象者は、その地域に居住されている全ての方で、参加者数は、10～25人程度のサロンが多いです。開催回数は、おおむね月1回から週1回程度ですが、当会に団体登録する条件としましては、月1回以上の活動としています。活動内容については、参加者の要望や興味に合わせて自由に活動するという点が特徴ですが、誰もが参加しやすい内容が望ましいとしています。市内のサロン活動の一覧表については、資料を配布しておりますのでご覧ください。登録している36団体のうち、対象を高齢者に特化したサロンは29団体あります。参加者数は、令和2年度は延べ3,637人となっており、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、例年の参加者数と比較して、約4分の1となっており、減少の理由としましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、会場を使用できないことや、感染リスクを排除しきれないことから、開催を中止することが増えたためであります。通常は、簡単な体操や茶話会、手芸や歌など、サロンによって様々な活動をしています。皆様から事前に頂いた質問の中に、サロン活動について、「パソコンやインターネット等の学習機会の提供有無とその参加者数について知りたい」といったものがありました。市内のサロンの中で、スマートフォンの使い方を教え合う機会を設けているサロンが5団体あります。また、それらのサロンと当会が連携して、サロンやこども食堂の代表者・ボランティアを対象とした、ウェブ会議ツールである「ZOOM」の使い方講座を実施しました。令和2年度に、基礎編と応用編として2回開催したところ、大変好評いただきました。ふれあいなごやかサロン事業の課題としましては、4つあげております。1つ目は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、従来どおりの活動ができないということです。サロンのスタッフの方々は、感染防

止対策を講じながら、人数を分けたり、活動内容を変更したり、会場を変更するなど、工夫しながら実施していますが、活動内容によっては、工夫が難しく、長期活動休止としているサロンもあり、最終的に解散となったサロンもあります。2つ目は、後継者問題です。スタッフや参加者が高齢になり、活動の継続が困難になった場合に、後継者がいないために、サロン自体が解散となるといった事例が増えています。3点目は、会場の確保です。サロン活動は、地域性を重要視しており、できるだけ同じ会場で定期的実施することが望ましいものでありますが、公民館や市民センターの抽選により、会場が安定的に確保できないといった課題もあると報告されています。4つ目は、男性の参加者が増えないことです。活動内容によっては、男性が多くいるサロンもありますが、参加者は女性が圧倒的に多く、男性が少ないことは課題であると認識しております。

最後に、「4 生活支援コーディネーターについて」をご説明いたします。生活支援コーディネーターとは、東大和市生活支援体制整備事業の一環で、住民同士で支え合い住み続けられる「地域共生社会」を創るために、地域住民をサポートする役割を担っている方々です。地域の高齢者のニーズと支援サービスとのマッチングや、社会資源の把握などの取組を行っています。東大和市内の生活支援コーディネーターは、現在、当会職員1人と、市内3か所あるほっと支援センターの職員各1人の、合計4人です。生活支援コーディネーターを中心とした協議体を構成しており、第1層及び第2層と構成が分かれています。第1層協議体の対象地域は東大和市内全域とし、第2層協議体の対象地域は市内を7つの圏域に分け、それぞれの地域住民にも参加いただき、地域における課題解決に取り組んでいます。具体的な取組事例としましては、公衆トイレや公衆電話などのマップの作成、地域の歴史や文化を学ぶ勉強会等があります。また、東大和市生活支援体制整備事業の広報誌「てとてとて」を発行しています。生活支援コーディネーターが作成しているもので、第2層協議体の活動の進捗や取組事例につきましては、こちらに掲載されていますので、ぜひご覧いただきたいと思っております。

以上が、当会の高齢者に関する事業の説明です。その他配布資料につきましては、参考にご覧いただきたいと思っております。ご清聴いただきありがとうございます。

○関口主事 ありがとうございます。続きまして、東大和市高齢介護課からの講話に移りたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○東大和市高齢介護課高齢施策推進担当 石嶋副参事 本日講話させていただきます、東大和市高齢介護課高齢施策推進担当の石嶋と申します。よろしくお願いいたします。

○東大和市高齢介護課高齢福祉係 小林係長 東大和市高齢介護課高齢福祉係の小林と申します。よろしくお願いいたします。

○東大和市高齢介護課高齢施策推進担当 石嶋副参事 東大和市社会教育委員の皆様におかれましては、日頃より、当市の高齢者施策に多大なる御理解御協力をいただき、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。今回は、東大和市が実施している高齢者支援事業について、委員の皆様から講話のご依頼がありましたことから、短い時間ではございますが、どうぞよろしくお願いいたします。

私からは、市として考える重要課題や、コロナ禍における高齢者の実態など、一般的な話をさせていただきます。

初めに、高齢介護課では、3年に1回、高齢者福祉計画・介護保険事業計画というものを策定しております。高齢者福祉施策全般の推進と介護保険事業の円滑な実施を図るための計画であり、令和3年度から令和5年度までの3か年は、第8期の介護保険事業計画期間となっております。その計画の中に、市として考える重要課題や、課題解決に取り組むための施策を定めております。具体的には、5つの重点プランとして、「地域包括ケアシステムの推進・深化」「包括的な相談・支援体制の充実」「健康づくり・

介護予防の推進」「介護保険サービスの充実・強化」「住まい・日常生活支援の充実」と定めております。全て重要な施策ではありますが、コロナ禍においては、「健康づくり・介護予防の推進」が特に重要になるのではないかと考えております。以前から、「健康づくり・介護予防の推進」に関する取組は行っておりますが、現在、大きな課題となっていると考えます。

コロナ禍における高齢者の実態については、令和2年度の厚生労働省による調査（「新型コロナウイルス感染症影響下における通いの場をはじめとする介護予防の取組に関する調査」）の中間報告によると、高齢者の心身の状態について、令和2年度（新型コロナウイルス感染症影響下）は、平成31年度（新型コロナウイルス感染症発生前）に比べ、外出機会が約20%減少し、認知機能の低下やうつに関する項目の該当者が約5%増加した等の傾向が見られたとのことでありました。東大和市は、この調査の対象地域ではありませんが、本市においても同様の傾向がみられるのではないかと認識しているところであります。

これまで、市では、介護予防施策に関しましては、介護予防リーダーや体操普及推進員を育成し、自主的な介護予防活動の取組に対する支援を継続して行ってまいりましたが、コロナ禍により、これらの介護予防活動が停滞せざるを得ない状況となりました。東大和市内における介護予防を行っている団体においては、参加人数を分けるなどの感染防止対策を図りながら、活動を継続している団体もあると報告されています。今後、新型コロナウイルス感染症の収束にあわせて、自宅で過ごす時間が長くなった高齢者に対し、外での活動参加を後押しする支援を改めて行う必要があると考えており、高齢者が健康でいきいきと豊かな人生を送ることができるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。今後の活動再開に当たっては、市で策定しました「東大和元気ゆうゆう体操会場の活動再開に向けたガイドライン」を活用していただくよう、介護予防リーダー等の関係者へ周知しているところであります。

次に、先ほどの計画で定める重点プランの内、「地域包括ケアシステムの推進・深化」という項目について説明いたします。「地域包括ケアシステム」という聞き慣れない言葉について、簡単に説明いたしますと、生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが、日常生活の場で適切に提供できるような地域での体制といった意味の言葉であります。団塊の世代と呼ばれる方々が、75歳以上となる令和7年（2025年）までに、地域包括ケアシステムの構築に向けて、各自治体が取組を進めている経緯がございます。

地域包括ケアシステムの構築に向けて取り組む施策の1つに、「生活支援体制整備の推進」がございます。市で行っている生活支援体制整備事業とは、地域の高齢者支援の関係者間のネットワークづくりを目的とした事業であります。生活支援コーディネーターが、定期的な情報共有・連携強化の場としての協議体同士のネットワークを生かしながら、住民主体のサービスが活性化されるよう、地域全体で高齢者の生活を支える体制づくりを進めています。委員の皆様から事前に質問を頂いていることでありますので、補足して説明いたします。市内全域を対象とする「第1層生活支援コーディネーター」と、市内を3つの圏域に分けて配置した「第2層生活支援コーディネーター」を中心に、地域における関係者・関係機関と協力しながら、関係者間のネットワークの構築を図っております。また、市内を7つの圏域に分け、地域ごとの課題を抽出し、課題解決に向けた取組を行う「第2層協議体」としての取組が始まっています。地域における様々な活動をされている方がメンバーとなり、今できることを話し合っています。活動内容につきましては、広報誌「てとてとて」を発行しておりますので、ご覧ください。

最後に、東大和元気ゆうゆう体操について説明いたします。東大和元気ゆうゆう体操は、高齢者の介護予防と健康維持を目的として、東京都健康長寿医療センターにご協力をいただきながら、市と市民が協働して作成した体操であります。平成23年度に作成し、令和3年度で10周年を迎えました。筋力

やバランス能力の向上のみならず、口を動かすことによる口腔機能の向上にも効果のある、19種類の動作で構成されています。下半身の弱い方のための「座位」による体操も用意されています。令和3年4月現在、市内では20か所で体操普及推進員・介護予防リーダーを中心とした自主グループによる体操活動が行われております。自主グループでの活動を含め、介護予防リーダー等を中心とした活動により、高齢者の介護予防に対して一定の効果があるものと考えております。参考までに、平成31年度末時点で、体操の自主グループは17団体あり、それぞれの活動に参加された市民の合計人数は約450人でありました。体操に参加される市民の方々の内、高齢者の割合についてであります。私が高齢介護課に配属された1年前は、既に新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響下であったことから、数か所でしか体操活動に参加させていただいてはおりませんが、多くの高齢者の方にご参加いただいていた印象です。また、運営されている方の中には、40代～50代の方もいらっしゃる印象もあります。現在の介護予防リーダーの人数は約100人弱、体操普及推進員については約120人でございます。事業の課題としましては、活動を辞められる方が毎年いらっしゃることから、新たな世代の介護予防リーダー等の育成については、引き続き実施していく必要があるものと考えております。

簡単ではございますが、私からの説明は以上になります。続きまして、小林より説明させていただきます。

○高齢介護課高齢福祉係 小林係長 私からは、高齢者の実態や実際に実務を担当して感じていることなどを中心にお話したいと思います。私が所属している高齢福祉係では、本日の配布資料にご用意しました「高齢者福祉サービス等のご案内（令和3年度）」に記載されている各種事業を実施しています。その他にも、老人クラブに関することや、高齢者の虐待防止に関すること、身寄りのない方の成年後見申立事務なども行っています。なお、委員の皆様から事前に頂いた質問の中に、「老人クラブの会員数」がありましたので、ここで回答いたします。老人クラブは、市内に17団体あり、815人が所属しています。また、高齢者の方からの相談も随時受け付けており、日常生活の問題から、家族を介護する側としての悩み、ストレス等に起因して引き起こる暴言・暴力に関する悩みなど、様々な相談が寄せられます。こうした問題について、高齢介護課が状況を把握したときには、既に、問題が発生してから時間が経過し、複雑化していることが多いため、高齢者の抱える問題を高齢介護課だけで解決することは難しい場合が多いです。その場合は、色々な支援機関と連携して対応しています。市役所における連携の事例としては、精神疾患をお持ちの方が抱える問題については、障害福祉課と連携したり、生活困窮といった問題については、生活保護を担当している生活福祉課や、家計相談等を行っている「そえる」という機関と連携して対応することがあります。また、市が委託しているほっと支援センターや見守りぼっくすとは、定期的に情報共有も行っています。その他、外部機関との連携としては、社会福祉協議会や警察、保健所、介護保険サービスを担当している介護保険事業所などがあります。課題としまして、2つ挙げさせていただきます。1つ目は、今申し上げたとおり、多くの機関と連携して対応するに当たって、共通のデータベースが無いため、個別の事案ごとに電話等で連絡を取り合う作業に時間がかかることや、各所で持っている情報量の違いから、問題解決に向けた共通の認識を持っていないといった課題があります。2つ目は、対象者となる高齢者が増えていることです。本日の配布資料にご用意しました「地区別高齢者人口」をご覧くださいと、令和3年6月1日時点で、65歳以上の人口は、23,282人となっています。この人口は増加傾向にありますが、7年前の平成25年6月時点では、人口はどのくらいだったのでしょうか。クイズとしてお考えください。1番：22,000人、2番：20,000人、3番：18,000人。それでは、西田生涯学習係長、お答えください。

○西田生涯学習係長 3番だと思います。

○**高齢介護課高齢福祉係 小林係長** 残念ながら不正解です。正解は2番：20,000人です。平成25年6月の65歳以上の人口は、19,923人でした。平成26年6月には、20,786人になっているため、ここで2万人を超えたということがわかります。人口自体が増えているという理由も当然ありますが、それ以上に、高齢者率としては上昇しているといった状況です。また、この65歳以上の高齢者の内、平成26年6月時点の65歳以上の単身世帯は、4,828世帯であるのに対し、令和3年6月1日時点の65歳以上の単身世帯は、6,733世帯であり、約1,900世帯増えています。このことから、65歳以上の人口が増えているだけでなく、単身世帯が増えている傾向があるということがわかります。さらに、これは私の体感ですが、単身世帯の内、身寄りのない方や家族・親族と疎遠になっている方が増えていると感じています。これは、高齢者だけではなく、社会全体において、同居していない家族・親族と頻りに連絡を取り合う機会が減っていることによるものであると考えています。普段から親族間で連絡を取っておくと、何かあった時に連絡できたり、物事が上手く進むことがありますので、高齢者の方からの相談を受ける際には、普段から親族とコミュニケーションを密に取っておくこと、もしものときのことを話し合っておくことをお願いしています。

こうした単身世帯の実態に対する支援体制として、市としましては、見守りぼっくす及びほっと支援センター（地域包括支援センター）を設置しています。ほっと支援センターは、「介護サービスを使いたいがどうしていいかわからない」「介護予防教室に参加したい」「親の認知症に悩んでいる」など、様々な悩みに関する相談を受け、高齢者や家族が安心して暮らしていくための相談窓口で、基本的には、相談等を受けながら、関係性を築いていくものであります。これに対し、見守りぼっくすは、こちらから出向く「アウトリーチ方式」と呼ばれる手法を取っており、高齢者のみの世帯を中心に訪問しています。要するに、原則として、ほっと支援センターは、相談を受けてから関係性を築いていくのに対し、見守りぼっくすは、相談事がないかを発掘しに行くという違いがあります。ここで、先ほど、東大和市社会福祉協議会から講話があった見守り・声かけ活動と、市の事業である見守りぼっくすについて、役割が重複しているのではないかと疑問が生まれるのではないかと推察します。見守り・声かけ活動については、登録者を中心にボランティアの協力員が訪問活動を行うのに対し、見守りぼっくすについては、市の委託事業であり、高齢者の生活実態の把握、相談業務、緊急時の対応等の必要な支援を行っています。このことから、対象者が重複することはあるかもしれませんが、重層的に見守るという意味においては、両者とも重要な役割を担っており、複数の機関からの見守りによって、高齢者の在宅生活の安心を確保することができるものだと考えております。

以上が、高齢介護課の施策に関する概要説明です。その他配布資料につきましては、参考にご覧いただきたいと思っております。ご清聴いただきありがとうございます。ありがとうございました。

○**荒川議長** ありがとうございます。それでは、時間の許す限り、質疑応答をさせていただきたいと思っております。まず、私から質問させていただきます。高齢介護課と社会福祉協議会は密接に連携を取っていることはよくわかりましたが、事業の性質が似ているものが多くあることから、どちらの事業であるか判断することが難しいと感じます。どのような理解をすれば、高齢介護課と社会福祉協議会の事業の区別ができるようになるのでしょうか。

○**高齢介護課高齢福祉係 小林係長** 私からご回答させていただきます。ほっと支援センターは、いわゆる地域包括支援センターで、国の法律で設置が義務付けられているもので、全自治体に設置されています。見守りぼっくすは、東京都からの見守り活動促進の指示を受けて、東大和市が設置したものであります。これについては、自治体によっては、設置していないところもあります。先ほども説明いたしましたが、ほっと支援センターは、相談を受けて支援を始めるのに対し、見守りぼっくすは、支援の必要

な方の発見といった性質から、その棲み分けがされているものであります。

○荒川議長 国の法律を補完する形で、必要な機関を設置しているという理解ができました。

○東大和市社会福祉協議会 浅見係長 私からも補足して説明させていただきます。福祉の制度や施策が、戦後、様々な形で進化を遂げる中で、行政が担うべき基本的な部分と、そこから更に進化した部分に対応するために、民間団体である社会福祉協議会が生まれたといった歴史があります。多少語弊があるかもしれませんが、イメージとしては、幹と枝葉といったものであると認識しております。また、具体的な例を挙げるとすれば、介護予防リーダーについては、リーダーを育成するという幹の部分については、市が担っていて、その後リーダーが活動する場所として、当会にて、サロン活動事業や元気ゆうゆうポイント事業でリーダーの活動を支援するという形になっております。当会の事業は、市から委託を受けた事業もあれば、独自の事業もあります。当会の事業の特徴としましては、市民の方との協働といった点にあると思います。市民の方々を、サービスの受け手としてだけではなく、サービスを支える側としても捉え、一緒に地域の活性化を図っていくという認識を持っております。そのことから、当会の事業では、ボランティアなどの市民協働といった色合いが強くなっているものであります。厳密には区別できず、混在しているものもありますが、その点については、連携を図りながら支援体制を整えています。

○荒川議長 ありがとうございます。他に質問はありますでしょうか。

○森脇委員 情報共有という点で質問させていただきます。先ほどの講話の中で、関係機関との情報共有が難しいといった話がありましたが、情報が共有できる場合とできない場合があるということでしょうか。情報が共有できないという場合には、どこに課題があるのか、教えていただきたいと思っております。

○東大和市社会福祉協議会 高野主事 見守り・声かけ活動につきましては、入院や緊急時の連絡等は、ほっと支援センターやケアマネージャーから頂くこととなります。しかし、場合によっては、連絡が漏れたり、この支援を利用されていることを知らないといった理由から、情報が入ってこないといった問題はあります。

○森脇委員 情報を一番多く持っている支援機関は、どこになるのでしょうか。

○東大和市社会福祉協議会 高野主事 対象者によって違うと思っております。

○森脇委員 情報を他機関に提供する場合に、社会福祉協議会や高齢介護課において、問題が生じることがあるのでしょうか。

○東大和市社会福祉協議会 高野主事 当会の場合は、利用登録の際に、情報を他機関に提供することに同意を得ておりますので、必要に応じて、情報を提供することができます。

○高齢介護課高齢福祉係 小林係長 当課においては、目的に応じて、情報提供をするかどうかを判断しています。一方で、情報を得たい場合に、関係機関によっては、その情報が無ければ対象者の身体や生命に関わるといった緊急性の高い状況でなければ、教えていただけないこともあります。

○荒川議長 ありがとうございます。他に質問はありますでしょうか。

○柳澤委員 見守り活動について、見守りぼっくすと社会福祉協議会に加え、民生委員でも活動を行っていると聞きます。私は、講話を聞いても、重複しているという印象を拭えないのですが、対象者の方からは、複数機関からの訪問について、質問や意見は寄せられていないのでしょうか。

○東大和市社会福祉協議会 高野主事 見守り・声かけ活動については、今までそのような質問や意見は寄せられていません。利用登録の際に、利用内容は説明しているもので、理解していただいているものと考えております。また、継続した活動により、利用者とボランティア協力員の間に信頼関係が生まれることや、地域のボランティアを担当につけていることから、地域とのつながりといった印象を持っていただけていると認識しております。

○**高齢介護課高齢福祉係 小林係長** 社会福祉協議会の見守り・声かけ活動と見守りぼっくすによる見守り活動の違いについては、対象者本人の希望によるものかどうかということであり、見守りぼっくすによる見守り活動については、本人の希望がなくても、必要と判断された場合には、訪問を行っています。このことからわかるように、訪問という活動自体は似ていますが、役割として違うところがあります。また、見守りぼっくすの活動については、対象者が増加しているという課題があり、全員に対して十分に訪問できない場合もあることから、他機関からの見守り活動によって支援が行き届くという形で、補完し合う意味もあると認識しているところであります。

○**柳澤委員** ありがとうございます。もう一つ質問させていただきます。東大和市は、「東大和市健幸都市宣言」という宣言を出されていますが、高齢介護課において、介護予防や健康寿命の増進として、何らかの取組を行うものと考えていますでしょうか。一般的に、病気や介護等の予防に係る費用の方が、治療に係る費用に比べて、負担が少なく効果が高いと言われていています。現在の取組として、東大和元気ゆうゆう体操などの取組はあると思いますが、他にどのような取組をする予定か教えてください。

○**東大和市高齢介護課高齢施策推進担当 石嶋副参事** 「東大和市健幸都市宣言」における健康寿命については、2040年（令和22年）までに3年以上延伸することとし、男性は86.24歳、女性は89.41歳という目標を立て、多摩26市で1位を目指すこととされています。高齢介護課は、高齢者を対象とした部署ではありますが、介護予防については、65歳になってからではなく、50代くらいから始めるべきではないかといった議論が挙がっています。東京都においても、『東京フィフティ・アップBOOK』という冊子が発行され、50歳以上をターゲットとした取組を策定していることから、市としても、この世代に対する取組を検討しているところであります。

○**荒川議長** ありがとうございます。他に質問はありますか。

○**森脇委員** 見守りぼっくすの取組で、70歳以上の高齢者だけで居住している世帯を対象に、二人一組で訪問しているという話を伺ったことがあるのですが、現在も行われているのでしょうか。

○**高齢介護課高齢福祉係 小林係長** 二人一組ではない場合もありますが、現在も行っています。

○**森脇委員** 訪問活動の中で、身体的に問題はないけれども、家に閉じこもりがちで、地域とのつながりを持っていない方に対して、声掛けやフォロー等をされることはありますか。

○**高齢介護課高齢福祉係 小林係長** 事業内容の中に、そうしたフォローをするといった明確な記載はありませんが、訪問の際に、質問や希望を受けて、地域活動の案内や紹介をすることはあります。一方で、見守りぼっくすによる訪問については、事前連絡をせずに高齢者の自宅へ伺うことが多く、中には「もう来ないでくれ」と言われる方もいらっしゃることから、本当にお困りごとや支援の必要が無いと判断される方に対して、地域とのつながりを持つようにという声掛けを強く行うことはありません。

○**森脇委員** 当会議で研究をしている中で、身体的な問題はないけれども、社会とのつながりを持たずにいる方に対して、どのように元気に過ごしていただくかという議論が挙がっています。こうした高齢者に関する情報は、見守りぼっくすの活動に多くあると推察します。その情報を、地域のボランティアや民生委員等に提供していただき、そこから支援の輪を広げていくことができないかなと考えました。

○**高齢介護課高齢福祉係 小林係長** ご意見は参考にさせていただきます。一つ難しいことは、本人が社会とつながることを望んでいるのかということがあります。業務に当たっている中で、例えば、同居人から暴言や暴力を受けているが、自分はここに住んでいたいと言う方もいらっしゃいます。その際、様々な支援担当者に対応を話し合いますが、本人の意思も無視せず、可能な限り尊重するよう努めます。

○**森脇委員** そのような視点はあると思います。しかし、私の地域における活動の経験から申し上げますと、地域のボランティア等の方々は、対象者に対して、無理強いするようなことはありません。地域

における声かけ活動にも、情報提供いただけると、支援の輪が広がると思います。

○東大和市社会福祉協議会 高野主事 当会においても、高齢者の地域とのつながりは大切なものであり、地域とのつながりを作っておくことによって、支援が必要となった際の助けになるものと考えております。見守りぼっくすやほっと支援センター等にご参加いただいている地区委員会においても、地域とのつながりを持っていない高齢者に関する情報を共有することができれば、見守り・声かけ活動やサロン活動等を紹介していただくようお願いしたり、場合によっては、こちらからアプローチすることもできますので、他機関と連携するに当たっては、情報共有は非常に重要なことであると考えます。

○荒川議長 ありがとうございます。他に質問はありますでしょうか。

○大月副議長 2つ質問をさせていただきます。1つ目は、高齢者の地域別人口比について、丁目などの、より細分化したデータはあるのでしょうか。

○高齢介護課高齢福祉係 小林係長 データは持っています。

○大月副議長 ありがとうございます。2つ目は、社会福祉協議会の配布資料の中で、『てとてとて』や『見守り・声かけ活動地区だより』がありますが、どこで配布されているのでしょうか。『あさがお』は、サロン活動で、いつも配布されており、拝読しています。

○東大和市社会福祉協議会 高野主事 『見守り・声かけ活動地区だより』については、協力員向けの資料になっています。『あさがお』については、サロンの代表者や参加者を対象に配布しております。『てとてとて』については、生活支援コーディネーターが作成しているもので、市民向けではありませんが、主に介護予防リーダーや自主グループをされている方に配布していると思います。

○大月副議長 それぞれ非常に良い資料であり、広く配布されると良いと思いました。

○荒川議長 ありがとうございます。それでは、時間となりましたので、研修を終了させていただきます。お忙しい中、講話いただきありがとうございます。感謝の気持ちを込めて、拍手をお願いいたします。それでは、講師の方々には退席いただきます。

議題（3）「その他」

○荒川議長 それでは、次の議題に移ります。議題（3）その他について、事務局より説明をお願いします。

○関口主事 会議時間の都合上、本日予定していた事務連絡は、メール等でお知らせいたしますので、後日ご確認いただけますようお願いいたします。

○荒川議長 ありがとうございます。最後に、副議長からまとめをお願いいたします。

○大月副議長 次回の予定ですが、令和3年7月10日（土）に、光ヶ丘オープンカフェに視察に伺います。また、次回の会議では、東大和市レクリエーション協会からの講話を頂く予定となっています。本日の会議で、提言書の執筆担当が決まりましたので、自分の担当分野を意識しながら、本日の研修のまとめや、今後の視察や研修に臨んでいただきたいと思います。

○荒川議長 ありがとうございます。次回の会議は、7月20日（火）午前10時からです。その前に、7月10日（土）の午前10時から視察があります。よろしく申し上げます。それでは、第3回東大和市社会教育委員会議を終了します。